

消費税免税制度における別送の取扱い廃止のお知らせ

令和7年3月17日

2025年4月1日より、訪日外国人旅行者向け（日本人の一時帰国者を含む）消費税免税制度における別送の取扱い（注）が廃止されます。

（注）出国時に税関に輸出を証する書類（一定の記載事項を満たした配送伝票等）を提示することで、輸出の確認を受ける取扱い

詳細につきましては、次のページのリーフレットをご確認ください。

○その他、以下の観光庁ウェブサイトにおいても案内しておりますので、併せてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01_000001_00006.html

○内容にかかるお問い合わせは、リーフレットに記載されている相談窓口へ直接ご相談ください。



Japan. Tax-free Shop

観光庁
Japan Tourism Agency経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

国税庁

別送の取扱い廃止について

**2025年4月1日より、訪日外国人旅行者向け
消費税免税制度における別送の取扱い※が廃止されます。**

※出国時に税関に輸出を証する書類(一定の記載事項を満たした配送伝票等)を提示することで、輸出の確認を受ける取扱い
※このリーフレットは、令和7年度税制改正の大纲に示された内容に基づくものです。



注1: 上記は、2025年4月1日以降に購入した商品から適用されます(出国時に購入品を所持していなかった場合、消費税が徴収されます。)

2025年3月31日までに購入した商品については、要件に従って別送している場合、「別送の取扱い」の適用を受けることができます。

注2: 店舗から直接海外に配送する「直送制度」の利用については、各免税店に対応可否をお問合ください。

注3: 免税購入対象者(日本人の一時帰国者)もこの取扱いの対象となります。

相談窓口

国土交通省 観光庁観光戦略課			経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課		
TEL:03-5253-8111(代表) メールアドレス:hqt-taxfree@ki.mlit.go.jp			TEL:03-3501-1511(代表)		
観光庁・地方運輸局					
北海道	北海道運輸局 観光企画課	TEL:011-290-2700	東北	東北運輸局 観光企画課	TEL:022-791-7509
関東	関東運輸局 国際観光課	TEL:045-211-7273	中部	中部運輸局 観光企画課	TEL:052-952-8045
北陸	北陸信越運輸局 観光企画課	TEL:025-285-9181	近畿	近畿運輸局 国際観光課	TEL:06-6949-6796
中国	中国運輸局 観光地域振興課	TEL:082-228-8703	四国	四国運輸局 観光企画課	TEL:087-802-6735
九州	九州運輸局 観光企画課	TEL:092-472-2330	沖縄	沖縄総合事務局 運輸部観光課	TEL:098-866-1812